



発行所 大阪府農業会議  
大阪府中央区農人橋 2-1-33  
JAバンク大阪信連事務センター3階  
電話 直通 06(6941)2701~2  
http://www.agri-osaka.or.jp  
発行人 中谷 清

# 制度導入市の市民認知度調査

## 防災協力農地アンケート

農業会議は、11月以降に府内で開催されている農業祭などのイベントで、防災協力農地登録制度を導入している市の住民等を対象にアンケート調査を実施。1~2年前に導入した市や、導入後約20年が経過する市など12月までに計6市の会場で聞き取り調査を行う予定だ。



調査員の聞きとりでアンケートを実施(11月13日・摂津市)

調査項目は全部で5つ。防災協力農地登録制度の認知度のほか、同制度の認知度向上に向けて効果的と考えられる取り組み、都市農業の必要性、地場産農産物の購買意欲、都市農地の防災機能強化について必要な

### 年金の お受け取りは JAで

JAバンク大阪(JA/信連)  
JAバンク大阪へ 検索

### 主な記事

- ◎肥料価格高騰対策 府・市町村の支援 2面
- ◎下限積要件廃止に懸念多数 3面
- ◎インボイス制度 前編 6面

取り組みをそれぞれ問うアンケートになっている。調査は、11月12日から13日にかけて摂津市で、19日には寝屋

### 制度の市民認知度は15%

このほど、11月22日時点で摂津市、寝屋川市(一部)のアンケート調査結果の435件を集計。

制度の市民認知度は約15%であった。都市農業の必要性については、「新鮮な野菜の生産や防災機能を有する都市の農地は守っていくべき」の回答が制度を知っている者で78%、知らない者で63%といずれも高い割合を示した。都市農地の防災機能についての関心が高いことがうかがえ、周知活動に努めれば、制度が十分に浸透する可能性が見込まれる。

川市と大阪市で、23日には堺市と岸和田市で実施しており、12月10日に守口市で実施する予定となっている。

「制度がよく分からないため、」一方で、先述の選択肢で防災機能を有する農地の保全に関心を示しながらも、自由記述で「制度がよく分からないため、」

## 風速計

けたたましく鳴り響くアラート(全国隣時警報システム)。今年は、アフリカや中東、そしてアジアでの紛争に加え、

ウクライナへの侵略、度重なるミサイル打上などが相次いだ年であった◆元首相の銃撃事件から、五輪を舞台とした犯罪への捜査。サッカーワールドカップ、3年ぶりのお祭りである「天王星食」の同時ショーに湧いたかと思えば、小型衛星「おもてなし」が、制御不能で月面着陸を断念して宇宙の闇に◆これら慌ただしい事柄とは無縁に見える農業であるが、高齢化や農地面積、耕地利用率、自給率も低下し、警報は鳴り続けている。そんな中で食料・農業・農村基本法の見直しが始まった。大事なことは食料自給率を上げることが最重点として農業者の所得保障をすることだ◆来年は希望に満ちた年になりますよう。

(沼田)

(鈴木)

# 肥料価格高騰対策 府・市町村の支援のかたち

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇や情勢不安等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰。これを受け、農水省では、化学肥料の低減などに取り組む農業者の肥料コスト上昇分の一部支援により農業経営への影響緩和を図っている。

一方、大阪においても、府や市町村が独自施策を検討し、国の事業と並行して農業者を支援している事例がある。今回は、大阪府と岸和田市の支援を取り上げる。

## 肥料価格高騰で営農支援

### 府支援申込は12月26日まで

大阪府は10月から、肥料をはじめとする原材料価格の高騰により、生産コストが増加している府内農業者の営農継続を支援する目的で、独自事業「大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金」を始めている。

農林水産省の肥料価格高騰対策事業は、前年度から増加した肥料費をベースに交付するのに対し、農業経営の規模をベースに経営支援を行う制度となっている。農産物の販売金額に応じて定額で支援金が交付される仕組みだ。

また、同省の事業対象は、化学肥料低減の取り組みを行った農業者グループであるが、本事業は「大阪府内在住の農業者の売上が50万円以上の農業者及び認定新規就農者」と、個人・法人での直接申請となっている。

府担当者は、「支援の枠組みが異なるので、国の支援事業とあわせての申請も可能。積極的に双方の事業を活用してもらい、営農継続に役立てていただきたい」と説明。

オンラインと郵送のいずれかで申請が可能となっている。期

限は、12月26日(月)まで。

○申請・問い合わせ先

大阪府肥料価格高騰緊急対策支援金事務センター(06-4703-3121)

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

アジア太平洋トレードセンターITM棟3階 (沼田)



## 市内で農業資材等の購入支援

### きしわだ農業者支援クーポン券

岸和田市は11月から、市内のJA、柿本種苗(株)、(株)マルセイで使用できる「きしわだ農業者支援クーポン券」を発行及び配付し、農業経営を支援している。

クーポン券を使用できる品目は、法律に基づく登録がされている肥料や農薬、出荷作業に必要な農業用資材など。現在、これらの価格高騰が農業経営を圧迫している状況を受けて、その影響緩和を図るための取り組みだ。

申請のあった国版認定農業者・認定新規就農者には5万円相当分、大阪版認定農業者には1万円相当分がそれぞれ発行・配付されることとなっている。

利用者がクーポン券により資材等を購入した場合、これと引き換えに市が店舗に代金を支払う仕組み。

市の担当者は、「現物で支給ができ、できるだけそれぞれの経営体に必要な資材の購入に活用してもらえれば」と話す。

クーポン券の引換期間及び使用期間は令和5年2月末までとなっている。(沼田)

	大阪府 (大阪府肥料価格高騰緊急対策支援事業)	(参考) 国 (肥料価格高騰対策事業)
対象農家	大阪府内在住で、以下のいずれかに該当 ①農業の売上が50万円以上(令和3年)の農業者 ②認定新規就農者	令和4年6月から令和6年5月までに化学肥料低減の取り組みを行った(行う)販売実績のある農業者
申請者	個人(法人含む)	5戸以上の農業者グループ
受付期間	令和4年12月26日まで	令和5年4月から(予定)
支援内容	売上金額に応じて、1~700万円を定額支給	前年からの肥料費の上昇分の7割を支援金として交付

# 下限面積要件廃止に懸念

## 都道府県農業会議から意見

11月14日に全国農業会議所が開いた「基盤法等の一部改正法に係る通知に関する説明会」で、農水省が農地法関係事務に係る処理基準について説明。下限面積要件の記載削除と、目標地図の実現に支障を生じない運用について説明があり、出席した都道府県農業会議事務局からは、懸念の声が多く挙がった。

### ○数値など客観的な判断基準

【愛媛県】残された許可基準では、農地法第3条の申請内容に疑義があっても、確証がなければ不許可にすることができなくなるという懸念の声が農委から多く挙がっている。不許可にできない許可制度は届出と変わらない。数値等客観的な判断基準を含んだ規定の追加が必要だ。

### ○許可後直ちの転用申請の対応

【愛媛県】今年「農地取得後3年以内は転用を認めない運用について」は適切ではない」とする旨の指導通知が農水省より発出

されたが、農地法第3条許可後数カ月以内に転用申請がなされることもあり得るのではないかと懸念されている。

【農水省】あくまで農地法第3条を申請した時点の内容で許可するため、それを無視して取得後直ちに転用申請があれば、3条申請は「虚偽」申請となるのでそれを取り消すことは可能。

【愛媛県】取消が可能である旨を処理基準に明記して欲しい。

【農水省】記載を検討するが、農地の適正利用が行われていれば取消は出来ず、よほど申請と異なる「虚偽」の申請でない限り難しい。

### ○市町村の条例制定の考え方

【島根県】今回の事務処理基準の案では、条例を制定する市町村が出ることも考えられる。例えば、「下限面積は〇平方メートルとする。ただし、農業委員会が適当と認められる場合はその限りではない」という内容の条例であれば、「小規模でも成り立つ経営が増えていく」という法改正の趣旨には反しない。また、これは具体的な数字を記載しなければ支障はないか。

【農水省】「下限面積に関する規定を条例に盛り込むこと」は、はっきり言って厳しい。法律上記載のある内容以外の要件を条例で定めるのはかなり慎重になるべきであり、市町村の条例制定は法律的にはリスクがある。

### ○個別事例に対応する基準

【長野県】基準が全く明確化されていない。これまでの意見は、現場の農業委員会が「現在の規定では判断ができない」ということで挙がっている意見だ。

【農水省】様々な意見を頂戴し、現場が判断に苦慮していることは承知しているが、下限面積の廃止と基準の明確化は別の議論。下限面積以外の要件は変わっていないというのが前提だ。

### ○新規参入者の計画判断

【長野県】今回の法改正を受け、様々な者の新規参入が想定されるが、地域計画に位置付ける際に要件の判断ができない。詳細な営農計画の判断が必要であるはずだ。

【農水省】農地法の処理基準は、農地の権利設定のための基準であり、地域計画を定める時とは別の基準。地域計画への影響が出ないように運用していただきたい。

### ○近傍の生産性との比較

【長野県】例えば、全部効率利用率要件では処理基準内の記載で「その近傍の標準的な農地を超える生産をあげることができると認められる農地」となっている。農地法は既に行われている農業経営をもとに判断するが、今回の改訂は従来含まれない「多様な担い手」も対象で、その時に「近傍の生産性との比較」はできない。これまでと違う農業を古い規定で審査するのか。

【農水省】法改正前も新規参入は、下限面積要件によらず、他の要件で判断してきたはずであり、多様な担い手の取得後の農業経営はこれまでの要件で判断できる。「近傍」だけでなく地域・県域を跨いで事例収集した上で営農計画に基づく判断を願いたい。

### ○個別の懸念事項の取り扱い

【長野県】全国農業会議所は今後どのように対応する予定か。

【会議所】処理基準のあり方は、引き続き農水省に働きかけるとともに、農委からいただいた質問、疑問、問い合わせについては、個別に回答するよう農水省に働きかけたい。(沼田)

※質疑は、11月14日時点の内容。現在農水省で対応を協議検討中。

### 月間農政ファイル

10・21～11・20  
10・28 農水省は、令和4年耕地面積(7月15日時点)を発表。田畑合計で432万5000畝(前年度比0.6%減)。うち大阪府は、1万2200畝(同約2%減)。

11・8 政府は、令和4年度第2次補正予算案を閣議決定した。農林水産関係の予算総額は8206億円。このうち、物価高騰影響緩和対策に1127億円、食料安全保障の強化に向けた構造転換対策に1642億円を措置。農地バンクによる農地の集約化に向けた協力金の交付には、40億円計上した。

11・10 自民党農林部会は、令和5年度の税制改正に向けた重点要望事項を決定。担い手の育成・確保や燃油コストの負担軽減を重視し、農業経営基盤強化準備金制度を2年、農林漁業用A重油の免税・還付措置を3年、それぞれ延長することなどを要望する。

### 農地パトロール各地で

## 指導文書とあわせた呼びかけ

### 枚方市農委

枚方市農業委員会（上山芳次会長）は、7月から9月にかけて農地パトロールを実施。9月21日は、農業委員2人、推進委員1人、事務局職員2人、市内東部区域の津田地区の巡回を実施した。

津田地区は、比較的農地が多く残っているエリア。遊休農地の多くは、草刈り等を行うことで耕作可能となる「緑区分」の遊休農地であるが、中には、相

当な年数が経過した遊休農地で2号遊休農地（農地の利用の程度が周辺より著しく劣る）と判



所有者が耕作できず雑草が繁茂(枚方市)

断せざるを得ないものもあった。こうした遊休農地が他地区と比較しても多く残っているのがこの地区の課題だ。

「地元の所有者には、直接草刈をするよう指導しているが、それだけでは解消しないことも多い」と地元の指導に苦慮する委員の声も。今後は、所有者が他市等の場合と同様の通知文書とともに指導することも検討した方がよいという意見が挙がった。

地区担当の中正委員は、「高齢の農業者が病気などで新たに不耕作になるケースがよくあるが、保全管理の指導だけでなく、貸借等による耕作再開につなげていきたい」と話す。（沼田）

## 相続発生後の不耕作が課題

### 茨木市農委

茨木市農業委員会（小濱邦臣会長）は、9月28日、都市農政対策委員会（矢頭周委員長）の委員7人、事務局2人で、茨木市中心部・南部地区の農地パトロールを実施した。

遊休農地を中心に巡回。市、中心部の中穂積地区では、相続後、不耕作になり遊休化した農地が見受けられた。市街化区域の農地で、周囲はマンションがあり、害虫発生等の問題がある。また、市、南部の新堂地区では、遊休地が解消された農地があった。委員の声かけや、事務局員もいた。

局からの通知文で、指導し続けることも重要な解決策である。巡回後は、都市農政対策委員会を開き、地区担当委員からの状況報告のあと、意見交換した。また、問題のある農地について、地区担当委員が主になって、それぞれ農地判定を行った。

判定は、A（耕作地に復元）、B（保全管理）、C（放棄状態）の3分類で行われた。C判定の農地所有者には、通知文を送付するが、詳細は、次回の委員会が決めることになった。

意見交換では、特に市街化調整区域内の農地について、利用調整を図りながら、農地中間管理機構を利用することも含めて遊休地の解消を図れないか等の意見が出た。（松岡）

## 地域計画策定予定の農地を重点

### 摂津市農委

摂津市農業委員会（山手賢三会長）は9月27日、28日に地区ごとに農地パトロールを行った。28日午前中は、鳥飼中、鳥飼八町、鳥飼上を地区担当委員3人、事務局3人の計6人で巡回を行った。

事務局が用意した資料を基に巡回した。鳥飼八町は、市街化調整区域で、土地改良事業がお

こなわれていない地域である。農地パトロールでは、農業従事者の高齢化や相続に伴い、子が農業をしないため、遊休化したり、特に入作の方の農地は、世帯の状況が分からず指導が難しいので、事務局の対応も重要となる。

また、農業委員の中には、遊休農地の所有者に連絡し、自ら



農地を前に対応策を協議(摂津市)

が、機械で草刈を行うなど、遊休化を解消するなど熱意のある

今後、鳥飼八町の将来の農地利用を問うアンケート結果に基づき、将来の農地利用について話し合い、遊休農地を出さないために、地域計画に係る目標地図を作成する。全般に問題のある農地を巡回したが、それぞれ同じような事情がある。後日、遊休農地については、地区担当委員より耕作の再開等、口頭による指導を行い、改善が見込めない場合は、利用意向調査を行う予定。（松岡）



担当委員が説明(茨木市)

# 遊休化未然防止に尽力を

## 高槻市農委

高槻市農業委員会（橋長俊彦会長）は9月20日から29日にかけて、農地パトロールを実施。同市では地元実行組合の協力のもと、各地区に遊休農地対策協議会が設置されており、連携を図りながら農地利用の集積及び遊休農地化の防止に取り組んでいる。

9月27日は、檜田地区について渡邊委員、畑委員含む檜田地区遊休農地対策協議会委員6人と事務局職員3人の計9人で巡回した。

同地区は市の北部に位置し、山林が9割を占める中山間部。全域が市街化調整区域であり、優良な田園風景が広がる。

調査対象となった農地は、主に高齢化や代替わりで耕作がでなくなつたものが多い。中には、意向確認により、農地中間管理事業の活用による借り手の募集を行っている農地も確認できたが、なかなか借り手が見つからないのが現状だ。

巡回中、半分ほどが日陰となつている遊休農地を前に、同地区の平野英明会長は「林業の衰退で農地周辺の木が生い茂り、日陰が増えたことで、営農意欲が萎え、農業を辞めてしまうケースも少なくない。若いときは自ら枝など切つて日当たりを

維持できるが、年を取ると難しい」とため息を漏らす。イノシシなどの獣被害も多く、一つが遊休化すると、獣が姿を隠しやすく、農地に入りやすい環境を作つてしまう。平野会長は「遊休化の未然防止に尽力し、頑張つて耕作している農家の営農環境を維持できるように守っていききたい」と話した。



遊休化した農地の筆数を資料を基に確認（高槻市）

## シリーズ防災協力農地⑦ 制度創設にJ A大阪市と連携

### 大阪市

#### 都市農業振興基本計画に

#### 基づき制度創設

大阪市では、令和3年3月18日に防災協力農地登録制度を創設。平成30年6月に市が策定した都市農業振興基本計画では、「担い手の確保」と

「土地の確保」の2つの観点から施策に取り組むこととしており、防災協力農地登録制度は「土地の確保」の観点から、生産緑地をはじめとした都市農地の活用を図るものと

してスタートした。

J A大阪市が防災協力農地登録制度の創設を要望していたことから、制度創設当初からJ A大阪市と連携し、指定の促進に取り組んでいる。

#### 市民の農地保全への

#### 理解醸成

大阪市内は全て市街化区域であり、約67％の生産緑地が点在している。

本制度は、農家の協力により大規模災害時における緊急



大阪市内第1号の防災協力農地

的な避難空間及び災害復旧用資材置場として活用できる農地をあらかじめ登録するもの。農地が農作物の生産の場だけでなく、環境・防災面からも重要なスペースであること

を、農家をはじめ市民に対して広く理解をいただくことにより、都市農地の保全を図り、都市農業の振興に寄与することを目的としている。

#### 土地改良区等とも

#### 連携しPR

発足からそれほど期間が経過していないため、農家への制度の周知とその理解が必要な状況であり、リーフレット等により市内農家への周知を重ねていく方針。

今後、登録農地の増加に伴い、防災協力農地の位置を示す地図を作成し、市民に向けてその存在をPRするとともに

に、登録数の少ない地域において重点的に制度の周知や農家等への説明を行うことも検討している。

関連して、大阪市及び大阪府は、市内の3土地改良区（瓜破・住道・加美巽長瀬）と各々で大規模災害時における農業用水を活用した協定を締結している。この協定に基づき、土地改良区が管理するため池・農業用井戸・農業用水路の水を、消火用水や断水が長引いたときの生活雑用水として活用することができるようになっており、今後、防災協力農地と連携した取組み等も検討している。（沼田）

# 消費税インボイス制度 (前編)

令和5年10月から始まる消費税インボイス制度。当初より登録を受けるためには令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要がある。

## ○消費税とは

商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税。

消費税は消費者が負担するが、

納税は事業者が行う。

事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税する。

〔仕入税額控除〕という。

## ○インボイス制度のポイント

令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、

伴い参入し、経営規模を拡大した。販路については、花市場への出荷が約4割、自社による契約販売と庭先販売(直販)が各3割と、近年、自社販売の比率を増やしつつある。

岡田さんは元々、消費者との結びつきが大切との信念を持っており、今では自社販売の多くを、地元やりピーターといった固定客が占めている。

平成21年からは(一社)日本花き生産協会洋ラン部会の役員を務めたほか、令和2・3年度には大阪府花き園芸連合会の会長に就任。折しもコロナ禍での花の消費低迷という状況下で、JRとタイアップして駅構内で花の消費拡大キャンペーンを展開するなど、消費拡大活動に精力的に取り組んだ。

また、長年にわたり、泉南市内の中学校の職業体験学習

原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらい、保存しておく必要がある。

このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できる。(免税事業者はインボイスの発行ができない)

岡田さんが自らの課題としているのが事業承継。息子の篤志さん(35)は、大学卒業後他産業に従事していたが、現在、イチゴ栽培で新規就農するための準備を進めており、その夢の実現のため、岡田さんはハウスの一部をイチゴ栽培用に提供する計画である。

息子の新たなチャレンジに、自らも一代で経営を確立した経験を活かして口では厳しいことを言いながらも応援している岡田さん。

近い将来、胡蝶蘭とイチゴ生産を両立する、全国でも珍しい経営が出現するかもしれない。

\*胡蝶蘭の花言葉「幸せが飛んでくる」(光崎)

## ○スケジュール

インボイス発行事業者となるための登録申請は、令和3年10月から始まっている。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要がある。

インボイス制度の開始後6年間(令和11年9月まで)は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の仕入税額控除ができる経過措置が設けられている。

インボイス制度の特例(インボイスの保存を必要としない仕入税額控除の特例)

農業者等が卸売市場や農協、漁協、森林組合、事業協同組合などに委託して、小売事業者等に販売する場合(農協などの場合は、無条件委託・共同計算方式に限る)は、インボイス登録を

する必要はない(農業関連特例)。

○インボイス制度に関するお問い合わせ

軽減・インボイスコールセンター(消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター) 専用ダイヤル0120・205・553(無料)

【受付時間】9~17時(土日祝除く) (田村)

## なにわ農業賞受賞者紹介72 幸せが飛んでくる花づくりめざし

泉南市・岬町 岡田 茂さん

平成26年に「なにわ農業賞」を受賞した岡田茂さん(64)。

平成2年に11年間勤めた会社を退社して就農し、現在も、自宅のある岬町と泉南市内の農業団地「かるがもの里」の計約30アールのハウスで、大阪で唯一の胡蝶蘭専門のナーセリー「ねばーらんど」を経営。

岡田さん夫婦と従業員約15人で、年間約2万鉢の胡蝶蘭を



「見た人が感動し、ふとしようとする瞬間を思い出すように栽培している」と語る岡田茂さん

出荷している。

就農に際して、兼業農家の岡田さんがまず最初に考えたことは、限られた農地で安定した収益を確保すること。当時の最先端の水耕ミニトマト

や地元泉州の球根切り花栽培なども検討した結果、その中で最も高収益であった胡蝶蘭栽培を選択。栽培技術について

は、普及指導員をはじめ府外の生産者にも足しげく通い習得に努めたそう。

平成13年には、泉南市内の農業団地「かるがもの里」の分譲に

納税は事業者が行う。事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税する。

このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できる。(免税事業者はインボイスの発行ができない)

岡田さんが自らの課題としているのが事業承継。息子の篤志さん(35)は、大学卒業後他産業に従事していたが、現在、イチゴ栽培で新規就農するための準備を進めており、その夢の実現のため、岡田さんはハウスの一部をイチゴ栽培用に提供する計画である。

息子の新たなチャレンジに、自らも一代で経営を確立した経験を活かして口では厳しいことを言いながらも応援している岡田さん。

近い将来、胡蝶蘭とイチゴ生産を両立する、全国でも珍しい経営が出現するかもしれない。

\*胡蝶蘭の花言葉「幸せが飛んでくる」(光崎)

# 4地区でインボイス研修会

## 農業者の対応促す

農業会議は10月28日から11月11日にかけて府内で計4回、消費税インボイス制度に関する大阪農業担い手研修会を開き、農業者ら約90人が参加した。研修会は大府府農業経営者会議、大阪府農業法人協会、府各農と緑の総合事務所との共催。講師には税理士で農業経営コンサルタントの渡辺喜代司氏を招いた。

来年10月1日から開始する消費税インボイス制度だが、制度開始当初からインボイス(適格請求書)を発行するためには令和5年3月31日までに手続きが必要となっている。

多くが免税事業者である農産物直売所等は、

## 第80回常設審議委員会

農業会議は11月18日、第80回常設審議委員会を大阪市内・JAバンク大阪信連事務センターで開いた。

第1号議案の農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に回答する件(高槻市、能勢町、田尻町、泉佐野市、阪南市、堺市、太子町、松原市、羽曳野市、大阪狭山市、八尾市、柏原

開催地区は次のとおり。  
 ○中部地区・10月28日・大江ビル(大阪市)  
 ○泉州地区・11月2日・南海浪切ホール(岸和田市)  
 ○南河内地区・11月10日・レインボーホール(富田林市)  
 ○北部地区・11月11日・市民総合センター(茨木市) (田村)

## 全国農業図書案内

### ■今こそ農業委員会に女性の力を!

農業委員会への女性の参画を促すリーフレット。女性委員の登用と社会参画に力を入れる取り組み事例や、女性農業者の参

画を促す国の施策を掲載した。農業委員会の役割や、農業委員・農地利用最適化推進委員の業務についても説明しており、現職の農業委員・推進委員だけでなく、地域での話し合いや女性委員候補者への働きかけなどに幅広く活用できる資料(コードR04-17、50円、A4判6頁)。

### 【第1号議案】

件数	面積(平方メートル)
第4条	5 4895
第5条	22 1万7832
合計	27 2万2727

(農地区別件数は、3種農地14件、2種農地12件、1種農地1件) (松岡)

## 秋の叙勲 橋本順昭氏が受章



橋本順昭氏

令和4年秋の叙勲で、大東市農業委員会会長の橋本順昭氏(71)が旭日単光章を受章した。

橋本氏は農業委員会等農業関係団体の要職にあつて、大阪農業の振興に寄与した功績によるもの。

## 農林水産大臣表彰

### 岸和田市・木下会長、豊中市農委

このほど岸和田市農業委員会会長の木下良三氏並びに豊中市農業委員会(山田徹会長)は、令和4年度農林水産

大臣表彰を受賞した。木下氏は同市農業の振興と農業後継者の育成及び担い手への農地の利用集積などの活動が評価された。

また、豊中市農業委員会は、農業者と市民との連携・交流などの取組みを通じて都市農業の活性化に尽力してきた農業委員会活動が評価された。

## 能勢町で委員研修

能勢町農業委員会(前田宗良会長)は11月8日、農業委員会研修会を開催した。

農業会議からは、北川次長兼総務課長兼農政課長が出席し、地域計画の策定における農業委員会の役割や営農型太陽光発電の設置に係る留意点等について報告した。(中島)

# 大阪の「豊かな食」の持続へ

## 環農水研10周年シンポジウム

(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所(以下、環農水研)は11月21日、大阪市・大阪産業創造館で環農水研法人化10周年記念シンポジウムを開いた。テーマは「豊かな大阪の食は持続できるか?」。豊かな大阪の

食を支える調査研究を重ねてきた環農水研の取り組みを通して、今後の展望を

当日は、大阪公立大学の大家耕司副学長が「世界の水・食糧資源の現状と地産地消の重要性」と題して講演。世界規模の水・食料の需給の状況を踏まえ、

この大阪で具体的にどんな行動が重要かという内容について説明し、地産地消を推進することで、フードマイレージ(食料の輸送に係る量・距離などの指標)を少なくすることが重要であると呼びかけた。

その後、大阪の農林水産業に関わる関係者を交えたパネルディスカッションを実施。大阪

の食に関わる仕事に携わる中で、苦心している点や生産者・事業者目線で大阪の豊かな食を持続するための課題の解決策について、議論を交わした。

このほか、環農水研の業務がどのように「食」と関わっているのかの報告や、環農水研が実施する最新の調査研究について展示が行われた。(沼田)



# 随想

現在、地球は第6回目の大量絶滅の時代に入ったと言われている。前回の大量絶滅は、白亜紀、つまり恐竜がいた頃だったので、約6500万年ぶりの出来事ということになる。今後100年間で世界の生物種がおよそ50%絶滅するという推定もされており、生物多様性の危機に対して少なくともこの数十年間のうちに何らかの解決の道筋を見出さなくてはならない。

2010年に生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)で採択された世界目標「愛知目標」では、2020年までに生物多様性の損失を食い止めるための緊急かつ効果的な行動

をとることが合意された。しかし、ふたを開けてみると最終的に達成できた目標は全体の1割程度に過ぎなかった。つまり、国際的に生物多様性の保全は暗礁に乗り上げているのである。

筆者は、生物多様性の保全が



## 生物多様性の危機を乗り越えられるか

株式会社バイオーム  
代表取締役 藤木 庄五郎

や経済活動は数字に基づく戦略立案に慣れすぎてしまい、数字で評価できないものを自分たちの活動に組み込むことが困難だったのだ。

そのため、筆者はこれまでの人生を生物の「見える化」技術

の開発に捧げて来た。スマートフォンの使った生物の「見える化」ができないか。そう考えるようになったのは筆者が京都大学でボルネオ島(インドネシア)の熱帯林を調査していた時だった。ボルネオ島の最奥とも

いえるジャングルの村々ではテレビも冷蔵庫もない中、なぜか皆スマホだけは持っていた。これほど世界中に普及している電子媒体から生物の情報を集めることができれば、生態系をかつけない広範囲でモニタリングできるようになるかもしれないと考えた。

博士号取得後、スマホカメラで撮影した生物種の名前を自動判別するAIを開発し、生物分布データをリアルタイムで収集するアプリ「Bione(バイオーム)」を公開した。現在、スマホ端末から収集した生物データは400万件を超え、生物の可視化に確かな手応えを感じている。こうしたデータは、生物多様性の保全を加速させるだけでなく、気候変動による生態系の変化予測や獣害などの地域課題等にも貢献できるかもしれない。

一方、世界も動きを止めていない。今月12月に、生物多様性条約第15回締約国会議(CBD・COP15)が開催され、次期世界目標「ポスト2020生物多様性枠組」(「愛知目標」の後継)が採択される予定である。世界は生物多様性の危機を乗り越えられるか。正念場である。

◇筆者の紹介(ふじき しゅごろう)  
株式会社バイオーム代表取締役。2017年京都大学大学院博士号(農学)取得。在学中、ボルネオ島の熱帯ジャングルにて2年以上キャンプ生活をすることで、環境保全を事業化することを決意。生物多様性の保全を目指し、いきもの図鑑アプリ「Bione」を開発・運営。世界中の生物の情報をビッグデータ化する事業に取り組み。未来を創る35歳未満のイノベーター「Innovators Under 35 Japan 2021」に選出。環境省「CO30生物多様性枠組実現日本会議行動変容WG」専門委員。